

全国司法書士女性会FAX通信318号 (2020年12月号)

発行責任者 会 長 鵜 川 智 子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階

司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305

e-mail takatsuki@office-ukawa.jp

HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

新型コロナウイルスの被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

2020年アメリカ大統領選挙で民主党のジョー・バイデン前副大統領の勝利が確実となったことで、カマラ・ハリス上院議員が副大統領就任することが確実となった報が入ってきました。多様性の発展、新たな女性の時代の幕開けになることを期待します。

理事 大津則子

2020年10月17日全国司法書士女性会研修会をWeb開催しましたのでご報告いたします。また、研修会において頂戴したご質問に関しまして、講師 今川嘉文教授よりのご回答を掲載いたします。

第24回女性の集い、第21回全国司法書士女性会総会 研修会

「電子（バーチャル）株主総会の運営 および「令和元年会社法改正」の実務対応
～改正 経営承継円滑化法の考察を含めて～」

理事 大津則子（東京会）

今年の集い・総会は、令和2年10月17日にWeb（ZOOM）で開催し、今川嘉文 龍谷大学法学部教授を講師に迎え研修会を行いました。

第1章 「令和元年会社法改正」の検討と実務対応

改正の概要

1) 成年被後見人を取締役等の欠格事由とすることの削除

成年被後見人は取締役等の欠格事由となり成年後見制度の利用を躊躇という指摘があった。成年被後見人が取締役・監査役等に就任するには、成年後見人が、当該成年被後見人の同意を得たうえで、成年被後見人に代わって就任の承諾する。

登記申請には、成年後見人作成の就任承諾書、成年被後見人の同意書、成年後見登記事項証明書を添付。

2) 会社の登記

会社の支店所在地の登記廃止。

新株予約権の登記事項の変更。上場会社の取締役報酬として無償で権利行使ができる旨の定めがある場合等。

3) 代表者の住所の登記に関する附帯決議

平成31年2月の法制審議会の附帯決議に基づいて、代表者の住所の登記情報の閲覧について今後の改正項目。代表者の住所が記載された登記事項証明書、利害関係を有する者のみ住所記載される。利害関係は施行規則に記載されるだろう。

4) 商業登記法の改正 登記手続における印鑑届の任意化。

5) 「株式交付」制度の創設

新たに親子会社関係を創設する制度。A株式会社がB株式会社をA社の子会社とするために、B社株主からB社株を譲り受け、対価としてA社株式を交付する。A社とB社株主との個別取引となる。B社株が譲渡制限株式の場合、B社の譲渡承認が必要。中小企業における他社の子会社化、迅速・低廉な大規模買収（金銭を対価としない）など活用の場面。

株式交付を新株発行により実行する場合、資本金等が変動する場合、登記が必要。

6) 株主総会にかかる改正

①株主総会資料の電子提供制度 会社のHPで提供 上場会社では義務。採用会社は登記が必要。

②株主提案の議案の数の制限（取締役会設置会社のみ）

7) 取締役にかかる改正

①取締役個別の報酬の策定義務・開示義務（上場会社又は監査等委員会設置会社）

②取締役報酬として株式・新株予約権を交付する場合、株式等の内容を定款又は総会決議で明確化。

③会社補償 新設。役員の職務執行に関し、責任追及請求を受けたことにより要する事前・事後の費用を会社が保証する契約締結。

④会社役員賠償責任保険 新設。役員等のために締結される保険契約の内容を総会決議事項とし契約内容の開示。利益相反取引の適用外。

⑤社外取締役の設置義務 監査役会設置会社である上場会社（非大会社は除く）。

8) 社債の管理

社債管理者を設置しないことが多数。社債管理補助者の設置、資格、権限等、特別代理人の選任、社債管理者との関係等の規定が新設。

9) その他

①責任追及等の訴えにかかる訴訟における和解で、監査役の同意を必要。

②議決権行使書面の閲覧等 請求理由の開示、株主が権利確保・行使に関する調査以外の目的での請求の拒否。

第2章 電子（バーチャル）株主総会の運営と留意点

①リアル株主総会（従来型）物理的な場所において開催

②ハイブリット型バーチャル株主総会

参加型）リアル総会の開催と株主がリアル総会に出席せずネット等で審議等を確認・傍聴。留意点 議決権行使は書面・電子投票による事前行使、委任状、代理人行使。

出席型）リアル総会の開催と株主がネット等で会社法上の出席が可能。留意点 議決権行使は当日インターネット投票。なりすましの危険性の対応必要。

③バーチャルオンリー型株主総会 リアル総会の開催なし、取締役・株主等が ネット等で会社法上の出席が可能。現行法では株主総会の「場所」を定める必要等、否定的な解釈。議決権を有する株主全員の同意が必要との見解あり。

第3章「改正経営承継円滑化法」の検討と実務対応

改正の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」は、後継者が①その同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の過半数を保有し、かつ②その同族関係者の中で議決権が筆頭であること等を5年間維持することにより贈与税、相続税の納税猶予される。平成20年10月1日施行の従来法では、納税猶予要件が厳格であり認定事例が少なかった。2018年および令和元年改正は事業承継税制に係る適用基準の大幅な緩和、適用資産の多様化により利用率が急増した。

①法人版納税猶予制度の改正。

個人版事業承継税制は、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度、令和元年に創設。

②遺留分に関する民法の特例の制定。先代代表者から推定相続人および後継者への自社株の贈与につき、遺留分権利者の全員との間で、遺留分に係る一定の合意が可能。除外合意、固定合意、追加合意がある。

③事業承継のための金融支援措置として、事業承継に必要な資金に対する低利融資の特例及び信用保証の特例がある。

④経営承継円滑化法では、筆頭株主要件を満たさなければ非上場会社に係る贈与税・相続税の納税猶予または免税制度を利用できない。筆頭株主の認定は実務上重要。

テーマが広範囲に渡る研修会でした。会社法の改正点の概要が掴めたこと、ITの進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による総会への来場自粛要請、人数の制限などにより今後注目されていくバーチャル株主総会の講義は、タイムリーな内容でした。会社法改正の株式交付は、組織再編の一種として子会社を作る中小企業向けの制度であり、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律は中小企業の経営承継の為の制度、今川先生のご専門分野で、レジュメの通り制度を比較する図表が多く使用され、詳細で分かりやすい講義でした。

全国司法書士女性会 研修会におけるご質問の回答

今川 嘉文

2020年10月17日に実施されました全国司法書士女性会 研修会におけるご質問について、つぎの回答をさせていただきます。

1 商業登記法の改正

令和元年会社法改正に係る整備法において、商業登記法が改正されました。そのなかで、登記手続における印鑑届が任意化となり、商業登記法20条が削除されました。

現在では、オンラインによる登記の申請を含むすべての登記の申請の申請人に対して一律に印鑑

提出を義務付けるまでの必要性は乏しくなっていることから、今回の改正となりました。

詳細は、「民事月報」Vol75.7（令和2.2）71頁以下をご覧ください。

2 株式交付に係る対象株式の譲渡承認

株式交付親会社 A 社が株式交付子会社 B 社の株主に、対象株式 B 社株の譲渡を申し込む場合、B 社株が譲渡制限株式であれば B 社において、法定の譲渡承認手続を要します。当該譲渡承認の手続は、A 社と B 社が協議することなく、B 社の独自の判断で行えばよく、譲渡承認機関（取締役会等）を適宜、開催することになります。

改正法は、B 社における譲渡承認手続については、何ら新しい手続を設けていません。承認請求が多いのであれば、その対応に関し、①個別に承認手続を行う、②承認期間内にまとめて承認手続を行う、③みなし承認とする、等があります（確認済み）。

3 代表者の住所の登記に関する附帯決議

平成31年2月の法制審議会の附帯決議に基づいて、代表者（代表取締役・代表執行役）の住所の登記情報（911条3項14号・23号ハ）の閲覧について今後の改正項目とされました。

附帯決議では、①代表者の住所が登記された登記事項証明書に関し、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、交付請求可、②インターネットを通じて代表者の住所に関する登記情報をオンラインで閲覧が不可とされました。

「利害関係を有する者」の範囲は、まだ明確に定まっていますが、会社法施行規則等で明確にされる予定です。

主要目次

【第1編 オーナーの株式・株主管理と承継】

- 第1章 オーナーの株式・株主管理と対応策
～株式の集中化と株主管理～
第1節 オーナーの判断能力の低下・喪失と対応
第2節 株式の準共有の対処
第3節 名義株式の課題と対処
第4節 所在不明株主の対処
第5節 譲渡制限株式の譲渡に係る課題
第6節 株主名簿の名義書換・株主リストの整備
第7節 少数株主対峙と株式の集中化
第2章 オーナーの株式・株主管理と対応策
～株主権の管理と代表者に係る課題～
第1節 種類株式による株主権管理
第2節 専断的株式による支配権維持
第3節 定額持株制度による株式対策
第4節 株主買戻権による株主権の管理
第5節 株式買取請求権の行使とDPSのリスク
第6節 代表取締役の死亡等による欠員対処
第3章 経営承継円滑化による株式・財産承継
第1節 経営承継円滑化法の概要
第2節 法人財産承継税制の特例措置
第3節 法人財産承継税制の当事者要件
第4節 納税猶予に係る手続
第5節 納税猶予の取消し
第6節 対象会社の組織再編
第7節 個人財産承継税制の創設
第8節 遺贈分に関する民法の特例
第9節 事業承継のための金融支援措置
第10節 株式の相互過半数保有と筆頭株主の認定
第4章 民事信託による財産・株式管理と承継
第1節 信託制度の概要
第2節 民事信託による財産管理と承継
第3節 民事信託による株式管理と承継
第4節 信託における規制行為
第5節 受益者連続信託における課題検討

【第2編 高齢であるオーナーの財産管理と承継】

- 第1章 土間関係者・後見人によるオーナーの財産管理
第1節 財産管理委託契約による財産管理
第2節 見守り契約による身上・財産管理
第3節 法定後見人・任意後見人の選任
第4節 後見人による財産管理
第5節 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金
第6節 後見人死亡による後見終了の手続
第2章 実家が空き家になる対策
第1節 空き家の実態
第2節 空き家に対する公的対策
第3節 実家の管理方法の選択
第4節 実家の賃貸方法
第5節 実家のテナント入居利用
第6節 実家の売却方法
第7節 実家の相続手続
第8節 実家の相続放棄
第9節 心理的障礙がある不動産の扱い
第10節 相続財産管理人による管理
第11節 不在者財産管理人による管理
第3章 高齢者入居施設による財産管理
第1節 問題点の所在
第2節 利用者の食品管理の留意点
第3節 利用者の判断能力別の対処
第4節 後見人に対する保証要請
第5節 利用者死亡の対処
第4章 オーナー死後の関連事務と相続手続
第1節 早期に求められる死後の関連事務
第2節 死後事務委任契約に基づく死後の関連事務
第3節 遺言書・事務管理・応急処分最終による死後事務
第4節 後見人による死後の関連事務
第5節 遺体・遺品の引取り
第6節 葬儀・火葬等の執行
第7節 葬儀の決済
第8節 墓じまいと改葬
第9節 相続手続と相続法改正
第10節 相続放棄の留意点
事項索引・判断索引

高齢化社会における中小企業の生き残り策を伝授!

中小企業オーナーのための 財産・株式管理と 承継の法律実務

今川 嘉文 著

1962年生まれ。龍谷大学法学部教授。

理論書から実務書まで幅広く執筆。

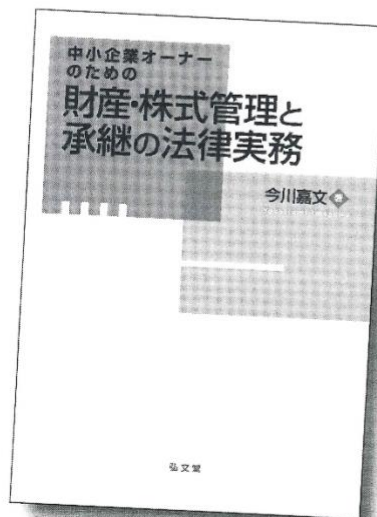
『中小企業の戦略的会社法務と登記』『投資取引訴訟の理論と実務』、『誰でも使える民事信託』(編著)など多数。

中小企業オーナーの判断能力が高齢や病気によって低下・喪失する前にできることは何か。低下・喪失してしまったからの善後策はあるのか。本書は、その問いに、具体的に答えます。

認知症対策、株式・財産および事業の承継対策、争族対策をいかに的確な時期に講じるかは、中小企業の死活問題です。

法律・税務等の実務家が直面する事案では、多様な法務および税務の課題が入り混じり、連続した事象のなかで各当事者の複雑な利害が交錯します。

オーナー等が短期迅速に取り組むべき実務上の対処と、長期計画の策定を提言するとともに、法務・税務等の実務家には、妥当な解決策への道筋を示す、高齢化社会に不可欠の一冊です。



3月18日刊行

A5判 並製 340ページ

定価 3,300円(税込)

ISBN 978-4-335-35814-2 C3032

特別価格申込書

この申込書にて直接(FAXのみ)お申し込みいただいた方には下記の特別価格で直送いたします。

書 籍 名	特 別 価 格	注 文 数
中小企業オーナーのための 財産・株式管理と承継の法律実務 今川嘉文 著 A5判 340頁 定価 3,300円(税込)	2,970円 (税込・送料サービス)	冊

申込先FAX



03-3294-7034

(株)弘文堂 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-7 TEL 03-3294-4801 担当：鈴木

年 月 日

お名前 送付先ご住所 〒 TEL	
請求書宛名 (ご送付先と異なる場合のみご記入ください) 請求先ご住所 〒 TEL	備考

- * 代金は書籍と一緒に送付される郵便振替用紙(振込手数料無料)にて直接(株)弘文堂へお支払いください。
- * 銀行振込をご希望の場合は、備考欄にその旨ご記入ください。(必要書類も明記願います)
- * この申込書は書店などでは扱えませんのでご注意ください。
- * 電話での申込受付はできません。FAXでのお申込みができない方は、郵送にてお願いいたします。
- * お客様の個人情報は書籍の発送、ご入金の確認のみに使用し他の目的には利用いたしません。

上記研修会に先立ち、2020年9月19日「各士業女性合同研修会」がWeb開催されました。日本旅行、平田信也氏による実に楽しい研修会のご報告をさせていただきます。

【ご案内】

皆さま、蒸し暑い日が続きますが、お元気でお過ごしでしょうか？
コロナ禍が未だ終息していない中、今度は各地での大雨による災害。心の安らぐ日がありません。

そのよう中ではありますが、今年も、9月19日(土)に各士業女性会を開催する運びとなりました。このような時期だからこそ、全国の皆様が何とかご参加いただけるよう、WEBでの開催と致します。

メインテーマは「コロナ時代に顧客の心をつかむ方法（仮題）」とし、カリスマ添乗員でメディアでもおなじみの日本旅行・平田進也氏に基調講演を頂きます。
そして、各士業代表者が「コロナがどんな影響を与えたか」というテーマで発表を致しますが、私も司法書士を代表してお話させていただきます。

このような状況下だからこそ、「同業者がどうやって苦境を乗り切っているか。」「どのように顧客の心をつかんだらよいのか。」など、情報を得て、皆様に元気になっていただきたいと思えます。

参加者には司法書士会の単位付与もされ、人数限定ですがWEB懇親会もご用意しております。

男性も、女性も、未だ「全国司法書士女性会に入会されていない方でも」参加していただけます。ぜひ、9月19日(土)の13時にWEBでご参加ください。お待ちしております！

副会長 山口里美

竹原 久美子

～令和2年度各士業女性合同研修会に参加して～

開催日時 2020（令和2）年9月19日（土）13時～

上記のとおり本年度の各士業女性合同研修会が行われ、第一部は「コロナ時代の顧客の心のつかみ方」と題して、平田進也氏（株式会社日本旅行西日本営業本部担当部長）が講演されました。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ZOOMを使ったWEB配信により開催されました。

講師の平田氏は、メディアなどにも出演する著名な方ですが、現在も現役の添乗員として活躍されています。大手旅行社では異例の企画から添乗までを一貫して担当し、会社公認のファンクラブもあるとのことで、平田氏と行くツアーは発売直後に即完売となる程の人気だそうです。

平田氏は、自身の経験を基にたくさんのエピソードを紹介してくれました。例えば、北欧へ1週間を超えるオーロラツアーに行く際は、10kgのお米を抱えていくとのこと。ツアーの中盤、宿泊先のキッチンを借り、自身でおにぎりを握り、差し入れをする。連日同じような食事に飽きてきたお客さんは、疲れもピークに達していた丁度その時差し出されたおにぎりに驚き、喜び、感動し、元気を取り戻す。ツアー中参加者の誕生日を祝うときなども、ケーキなど自身で手作りされるそうです。自らが動くことの労苦を厭わない、そして常に顧客の目線で考えている、これが正に顧客の心をつかむ秘訣かなと感じました。

そしてとにかく話が軽妙で面白い！研修ではなくツアーに参加したような、もっと聞きたいと思うくらいあっという間の時間でした。

各士業の研修会は、当女性会の会員や他士業の方との交流・懇親の場でもありますので、集合開催が出来なかったことは残念なことではありましたが、今回のようなオンラインによる開催も、私のように遠方在住者にとっては気軽に参加できる有難い機会でした。講師の方の表情等も近くで感じられる等オンラインのメリットもあると思いました。

今年度はコロナの影響で開催準備も例年通りとはいかず苦労があったかと思います。準備にあたって頂いた役員の方々にはそのご尽力に感謝するとともに、今後も更に全国各地からの参加・交流が広がっていけば良いなと感じました。

～各士業女性合同研修会～

司法書士業における新型コロナウイルスの影響

司法書士法人コスモ 山口里美

■新型コロナウイルスの影響で・・・

「ご依頼者と直接会うことができない」

登記案件～本人確認することができない

相続・債務整理案件～相談することができない

■新型コロナウイルスの司法書士業務への影響

不動産登記業務：大きく減少

- ・海外から資材が届かず、住宅メーカー・工務店では完成させられないため契約が一時的にストップ
- ・大手不動産仲介会社が営業活動を休止、決済のリスクやキャンセルが頻発。
- ・4月・5月は例年に比べ30～40%程度の減少。

相続・財産管理業務：20～40%の減少

- ・3月度から問合せ件数、受任件数が減少。
- ・「コロナが怖いので面談したくない」と、直接面談を避けるご高齢者が激増。
- ・介護施設、病院での面談が完全にストップ。
- ・裁判所の業務がストップ ⇒ 成年後見人が決まらない

その他（債務整理：増加傾向、商業登記：減少傾向）

- ・顧客は直接の面談を避ける傾向
- ・セミナー相談会などのイベント集客は、ほぼ年内中止。
- ・債務整理分野に関しては、個人案件は増加傾向、法人関連も増加か。

■弊法人が実際に行った対策

- ①在宅勤務の導入
- ②時差出勤の導入
- ③全体会議、MTGの形態をオンライン会議に
- ④来客予約に拘らない
「出張相談」・「オンライン面談」の徹底
- ⑤罹患しても全滅しない体制の構築～別部屋
- ⑥消毒液、飛沫防止パネル、社員の検温等の徹底

■コロナ禍をきっかけにデジタルシフト

- ①来所しない電話相談、オンライン面談へのシフト
 - ・緊急事態宣言により、業務の在り方自体が変化
 - ・WEB面談が業務を変革
 - ・**依頼者全般が高齢化していることがネック**
- ②講演はハイブリット化
- ③デジタルシフトとテレワークの推進
 - ・一部テレワークを恒常化
 - ・業務のデジタルシフト
 - ・**新しい人事評価制度の構築**
- ④コンプライアンス・社員教育の徹底
 - ・個人情報の漏洩対策、司法書士の守秘義務遵守

弁護士業における新型コロナウイルスの影響

各士業女性合同研修会 2020.9.19

弁護士法人 古川・片田総合法律事務所 南森町事務所

弁護士 日野田 彰子

〒530-0054 大阪市北区南森町 2 丁目 1-29

三井住友銀行南森町ビル 2 階

自己紹介

プロフィール

2008 弁護士登録

2019 弊法人南森町事務所開設に伴い

京都弁護士会から大阪弁護士会へ登録替え

幼稚園児・小学生の子育て中

所属事務所

本店は京都，支店が京都に 2 箇所と大阪に 2 箇所

30 代～40 代の弁護士 5 名（男性 3 名，女性 2 名）うち 4 名が子育て中

新型コロナウイルスの弁護士業務への影響

- ・子どもたちの休校・休園により弁護士が出勤できない
弁護士 5 名中 4 名に影響
- ・緊急事態宣言に伴う裁判所業務の縮小 →再開後の混雑
緊急事態宣言中のほぼすべての期日が取消しとなり，期日未定の状態に。
宣言解除後，期日指定が再開するも，混雑のため期日が決まらない！
- ・特に，三密になりやすい家庭裁判所は現在も非常に混雑している。
（通常 1 か月毎の期日が，現在は 2 か月毎くらい）
- ・相談者・依頼者と面談できない
相談室は基本的に密室であり，感染症対策が難しい。他方で，特に新件相談は，面談なしに対応することが難しいことも多い。

訴訟業務における電話会議・Web 会議の増加

- ・地方裁判所
一部の地方裁判所で Web 会議の運用開始（Microsoft Teams）
従前は認められづかった近距離圏内でも，電話会議や Web 会議が認められるようにな

った。

→移動時間の削減

- 家庭裁判所

他方、家庭裁判所（特に調停）は、現時点でも当事者の出頭を重視する傾向があり、電話会議も認められづらい印象。

弁護士業務のIT化

- 事務所メールの携帯電話への転送
- 受信FAXのメール転送

- 事件記録のPDF化

裁判所提出書面等はすべてPDFに

依頼者との相談メモ・期日メモ等もPDFやWordデータにて作成

- 各弁護士の携帯電話の内線化

個人の携帯電話番号ではなく、事務所固定電話の番号で発信できる。

→コロナ後は、電話打合せが増加。

モバイルPC一台で、いつでもどこでも働ける働き方へ。